

自立した子どもが、実家で両親とともに住んでいる

- ・家の所有者は「自分のお父さん」
- ・子どもの収入で一家を支えている（同一生計）
- ・お父さんの年間所得が48万円以下



「子どもの確定申告」で、雑損控除を適用できる

※お父さんの確定申告で、雑損控除を受けることもできますが、もともと収入が少ない人は、払っている税金も少ないので、雑損控除を受けてもメリットが少ないです。

それよりは、収入の多い人の申告に雑損控除を利用した方が、節税効果が大きくなります。

家の所有者



家計を支えている人



雑損控除を適用できる

